

部 長 各 位

市 長

## 平成27年度予算編成の基本方針について

### 1. 国の動向

わが国の経済について、内閣府が公表した9月の月例経済報告では、「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とし、先行きについては、当面、一部に弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待される。ただし、駆け込み需要の反動の長期化や海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるとしている。

このような中で、国の中期財政計画に基づく平成27年度予算の概算要求に当たっての基本方針（平成26年7月25日閣議了解）では、年金・医療費等に関する経費については高齢化に伴う自然増は認めるものの、それ以外の要因による増加などは、その内容を厳しく精査し、合理化・効率化に最大限取り組むものとし、義務的経費については定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく制度の根幹にまで踏みこんだ抜本的見直しを行い、可能な限り歳出の抑制を図るとしている。そのほか、「新しい日本のための優先課題枠」を措置するなど、「民間主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とする。」としている。

また、税制抜本改革法に基づき、平成26年中に判断される「消費税率10%への引き上げや、社会保障制度改革の影響など、今後の国の動向について常にアンテナを高くし、適時適切に対応していく必要がある。

### 2. 本市の財政

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成25年度決算を基に算定した本市の財政健全化判断指標の4指

標は、早期健全化団体や財政再生団体となる基準数値に至っていない。

しかしながら、今後の見通しとしては歳入面では普通交付税の合併算定替が平成28年度から平成32年度の間一本算定に移行するにあたり、普通交付税が徐々に減少していくことや、合併特例債の発行可能残高が少なくなっていることを考慮すると、さらに厳しい財政状況となると予想される。

一方、歳出面では社会保障経費の増加や、公共施設の老朽化対策、幼保一元化の推進などに加え、社会保障・税番号制度の導入などによる財政需要の増に対応していく必要がある。

以上のことから、中期財政計画に基づき、市税などの歳入確保、物件費等の削減、スクラップ・アンド・ビルドによる歳出削減措置により財政運営の健全化に取り組むこととし、具体的には、財源枠配分方式の継続や行政改革推進計画の確実な実施に加え、事務事業評価を参考にしながら健全財政を堅持していくと同時に、「農林業の振興」、「教育の振興」、「地場産業の振興と企業誘致」、「医療・福祉の充実」、「災害に強い安全安心の豊かなまちづくり」を推進するため、市民と行政が互いに持つ資源を出し合いながら共にまちづくりを進める「協働」の手法を活用し、推進していくこととする。

したがって、平成27年度の予算編成にあたっては、国の政策・予算を注視し、先例や慣例にとらわれず、創意工夫と新たな視線で、スピード感を持って多様化する行政課題に迅速かつ着実に対応できるよう予算編成を行うものとする。

平成26年10月28日

部 課 長 各 位

総 務 部 長

## 平成27年度予算編成要領

本市の財政状況は、平成25年度決算においては新市まちづくり計画に伴う大型公共事業が概ね完了したこともあり、経常収支比率が96.6%と前年度(98.4%)より1.8%良化したものの、財源の不均衡を調整するための財政調整基金を取り崩さなければ収支均衡が図れない状況となっている。

さらに今後、歳入では普通交付税の減少、事業の財源としての有利な合併特例債の発行可能残高の減少、さらに歳出では、扶助費、起債の償還額の増加により、一層厳しい財政状況となると考えられる。

また、今年度の本市の財政健全化判断比率は、普通会計の赤字の状況を示す「実質赤字比率」及び特別会計・企業会計も含めた全会計の赤字の状況を示す「連結実質赤字比率」とも、前年度と同様に黒字となり、地方債元利償還金が財政に及ぼす負担を表す指標の「実質公債費比率」と将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す「将来負担比率」はともに改善されたものの、県下9市と比較すると「実質公債費比率」は5番目、「将来負担比率」は最も悪い数値となっており、依然として財政状況が厳しい比率となっている。

このことから、平成20年度の予算編成から取り組み、職員の協力により着実に成果を上げてきた「財源枠配分方式」を引き続き実施する。

従って、各部署においては、別紙配分額表により配分された額の範囲内で、経常的経費にかかる予算を部内関係課で協力しあい、かつ創意工夫をしたうえで予算要求書を作成していただくこととなる。

今回の配分額は、平成27年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられる見込みであることから、引き上げ相当分のコスト削減を目標とし、平成26年度当初予算時の経常的経費にかかる一般財源総額を上限額とする。

なお、本年度において本市が試算した平成34年度までの財政推計では、平成27年度からの8年間で、約26億円の財源不足が見込まれるため、本市の予算を自分の家計と考えて、なお一層の経費削減にご努力・ご協力をお願いするとともに、平成27年度予算編成にあたっては下記基本的事項を十分認識したうえで、所属職員にも周知徹底を図られるようお願いする。

## 1. 基本的事項

- (1) 平成27年度当初予算は、1年間の歳入・歳出を精査したうえで年間必要額を要求すること。
- (2) 国の政策・予算を注視し、その財源についても上部関係機関に確認をしたうえで要求すること。  
特に、補助金・交付金の削減に留意すること。
- (3) 国または県において廃止又は縮小される事業の単純な予算振替は認めない。  
なお、予算編成時点で国の政策変更が確定せず従来どおりに予算化を行っても、国において事業廃止された場合は、直ちに予算の執行を止めることとする。
- (4) 経常的経費にかかる一般財源必要額は、配分額の枠内で対応すること。  
なお、配分額は1年間を通した額であり、当然補正財源も含む額である。  
枠配分は、各部に対して配分したものであり、不足額が生じた場合は部内間で調整を図ること。  
特殊要因があるものについては、その根拠や額を明らかにすること。
- (5) 「橋本市行政改革推進計画」に基づいた改革事項は、速やかに着手・実行すること。  
なお、当計画以外にも各課室において削減可能なものがある場合は、即座に実行すること。また、その削減策が全庁的に実施可能な場合は、行政改革推進室に積極的に提案すること。
- (6) 事務事業評価結果を確認し、その評価に基づき予算を要求すること。
- (7) 本年度実施した市長マニフェストによるロードマップについては、事務事業評価の結果に反映しているので、評価結果を確認のうえ、予算に確実に反映させること。
- (8) 政策的事業については、政策調整会議（実施計画対策事業を含む）で決定された事業を予算措置するものとする。ただし、事業費については財政事情により減額する場合もあるので了承されたい。  
なお、政策調整会議に諮った事業以外に緊急的に政策判断を必要とする事業が生じた場合は、事前に企画経営室と協議したうえで市長に説明し、その方向を決定すること。
- (9) 新規事業については必要性和緊急性を厳しく見極めるとともに「スクラップ・アンド・ビルド」により関連する事業を徹底して見直し、財源を捻出すること。また、サンセット方式による事業終了年度の設定を行

い、経費削減の効果額を明確に記載したうえで要求を行うこと。

職員数が減少していく中で、新規事業を要望する場合、既存事業の見直しについては事業費の削減に留まるだけでなく、原則として一つの新規事業につき、一つの事業の廃止を前提として予算要求し、適切な事務量とすること。

- (10) 職員数の削減については、職員採用計画に基づき実施することとする。

なお、各課の職員配置数については、企画経営室がヒアリングを実施して決定することとする。

また、臨時職員の配置は特別な理由がない限り認めない。ただし、必要とする場合でも必要最小限の人員、期間とすること。

- (11) 歳入については、国庫補助金等の削減・廃止・交付金化などに十分留意するとともに、財源確保のために市税収入の確保や公共料金の見直し、遊休資産の売却や活用に努めること。

また、歳出についても国・県からの事務事業の委譲等に留意すること。

- (12) 普通建設事業等にかかる国庫補助事業において、事務費が補助対象外となり市単独費で対応しなければならないことから、事務的経費の要求額は必要最小限に抑制すること。

なお、今後大幅な財源不足が見込まれることから、普通建設事業は要求根拠のない経費や不必要と思われるものは、予算査定においても厳しく査定することとする。

- (13) 本来、国・県が負担すべき経費を市が負担したり、当然住民が負担すべきものを市が肩代わりすることのないよう、行政の責任領域と費用の負担を明確にすること。

特に、市民と行政の協働の観点から市民が参加・参画できるものについては、積極的に情報提供を行い、市民と連携した「地域づくり・まちづくり」を進めること。

- (14) 「民間にできることは民間に」を基本に、民間委託の可能な分野を精査し、積極的に推進すること。

特に、指定管理者制度により民間等に運営委託が可能なものについては積極的に取り組むこと。

- (15) 任意団体に対する補助金について、団体の自立を積極的に促すこと。

特に、団体の総収入に占める市の補助金比率が低率で自立が可能な場合は、速やかに関係団体と協議すること。

また、補助金等の予算要求は年間必要額を要求すること。

なお、補助金等の交付の是非及び補助金額については、補助金等交付基準に基づき橋本市補助金等審査委員会の審査を経て決定するものと

する。そのため、平成27年度当初予算は、当該団体の基準額を暫定予算として計上し、その後審査委員会で決定された補助金額の過不足を補正予算で対応するものとする。

ただし、審査会での決定前に団体に対し補助金交付が必要な場合は、特別な理由がない限り原則として当初予算計上額の2分の1以内とする。

- (16) 特別会計及び企業会計においては、独立採算性を基本とし、安易に一般会計からの繰入金に依存せず経営健全化に努めること。
  
- (17) 平成27年10月1日より消費税率の引き上げが予定されているが、消費税増税分を見込んだうえで予算要求を行うこと。ただし、安易に予算要求に上乗せするのではなく、経営努力、合理化等により、コスト削減に努めること。